

設定申込書 (学校用)

株式会社Too 御中 私は、本申込書に記載の内容及び裏面の設定条件(以下「設定条件」という)に同意の上、設定条件第3項に規定する本業務を申し込みます。

※設定条件2項に従って、Eメールによる申込みを行う場合においては、下記の申込者・所有者・対象機器及び設定の範囲・設定条件に同意する旨をEメールにご記入ください。※紙面による申込みを行う場合は、下記に各情報をご記入いただけますようお願いいたします。

1. 申込者

フリガナ ----- 学校名	
フリガナ ----- 申込者氏名【自署】 ※自署の場合は、捺印は必要ありません	
印	
住所 <input type="checkbox"/> 提出済の修理申込書 または「Tooあんしんバック修理受付」フォーム記載のとおり ※上記にチェック(☑)を入れていただいた場合は記入不要です	〒 -
電話番号 <input type="checkbox"/> 提出済の修理申込書 または「Tooあんしんバック修理受付」フォーム記載のとおり ※左記にチェック(☑)を入れていただいた場合は記入不要です	
メールアドレス <input type="checkbox"/> 提出済の修理申込書 または「Tooあんしんバック修理受付」フォーム記載のとおり ※左記にチェック(☑)を入れていただいた場合は記入不要です	

2. 所有者 ※対象機器の所有者が申込者と異なる場合のみ記入してください

フリガナ ----- 氏名

3. 対象機器及び設定の範囲

設定を希望する機器 (以下「対象機器」という) <input type="checkbox"/> 提出済の修理申込書 または「Tooあんしんバック修理受付」フォーム記載のとおり ※左記にチェック(☑)を入れていただいた場合は記入不要です	
シリアル番号 <input type="checkbox"/> 提出済の修理申込書 または「Tooあんしんバック修理受付」フォーム記載のとおり ※左記にチェック(☑)を入れていただいた場合は記入不要です	

設定条件

申込者(以下「甲」という)及び株式会社Too(以下「乙」という)間においては、下記の条件が適用されるものとします。

- 本設定条件において、次の各号の語句は下記の意味を有するものとする。
 - 学校：保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、高等専門学校、専門学校、大学、短期大学、学習塾等の教育機関を指すものとする(ただし、これに限られないものとする。)。なお、第2項に規定する本業務の申込者及び本契約の当事者甲とは、学校に限定されるものとする。
 - 学生：甲に所属する者をいう。学生には、保育園生、幼稚園生、小学生、中学生、高校性、高等専門学校生、専門学校生、大学生、短期大学生、塾生が含まれるものとするが、これに限られない。
- 本書記載の設定作業(以下「本業務」という)にかかる甲乙間の役務提供契約(以下「本契約」という)は、甲が乙に対し本書を紙面で交付する方法(手交、郵送等による方法を含む)、また甲が本書に記載の事項に同意のうえ、Eメールにより本業務の申込みを行い、乙がこれを承諾する旨をEメールにて甲に送信した時に成立するものとする。
- 乙は表面に記載の対象機器に対し、次の各号の本業務を実施するものとする。なお、乙は本業務を可能な限り実施するものとし、対象機器を本業務申込み前の状態(対象機器納入時の状態、対象機器の故障前の状態、対象機器の修理前の状態等を含むがこれに限らない)に戻す、あるいは同一の状態に設定できることを保証しないものとする。また、甲は、乙が本業務を実施するにあたり、甲のMDMソフトを使用することを予め承諾するものとする。
 - 甲また学生において契約済みのMDMソフトを使用し設定可能な範囲での対象機器の設定
 - 事前に甲より指定され、かつ前号の範囲で設定可能な対象機器の設定
 - 対象機器に貼り付けられた管理シール(対象機器納入時に乙が貼付けしたシールに限る)が著しく汚損、あるいは破損している場合の管理シールの張替え作業
- 甲が次の各号の条件に該当する場合に限り、乙は本業務を無償で実施するものとする。なお、次の条件に該当するか否かについては、乙の裁量により乙が判断するものとする。
 - 甲または学生が、別途乙の提供するあんしんバックサービス及びあんしんMDM運用サービスに加入している場合
 - 甲または学生が、別途乙の提供するあんしんバックサービスに加入しており、かつ甲があんしんMDM運用サービスに加入している場合
 - あんしんバックサービス及びあんしんMDM運用サービスの契約が契約期間満了等により終了していない場合
 - 甲と乙の間で事前に無償対応する取り決めがある場合
- 甲が前項の条件に該当しない場合、本業務は有償とする。この場合、乙は甲に対し、本業務の代金が記載された見積書を提示するものとし、甲が当該見積書に記載の代金に同意した場合に限り、乙は本業務を実施するものとする。
- 本業務は、次のとおり実施されるものとし、本業務の完了後、乙は乙の費用負担において、対象機器を甲(表面の申込者宛記載の住所)に送付するものとする。ただし、本業務を遂行するにあたって甲または学生に対し確認が必要になった場合、あるいは甲または学生の責に帰すべき事由により、本業務の設定に必要なアカウント等にログインできないような事由が生じた場合には、次の期間を超過する場合はあることを甲は予め同意するものとする。
 - 本業務が無償で実施される場合：本契約の成立から5営業日以内
 - 本業務が有償で実施される場合：甲が見積書に記載の代金に同意したことが乙にて確認できた日から5営業日以内
 - 本契約とは別に、甲が乙に対し、対象機器の修理を依頼している場合：対象機器の修理完了後5営業日以内(なお、修理条件については、別途甲乙間または学生及び乙の間で締結する対象機器の修理依頼契約または対象機器の保守契約の条件によるものとする。)
- 甲及び学生のコンピューター等(対象機器およびMDMソフトを含む)に記録されているデータ(以下、学生のデータを含み「甲データ」という)については、甲の責任においてバックアップを行うものとし、乙による本業務の遂行に伴い、甲及び学生のコンピューター等に記録されているプログラムまたは甲データ等が滅失、破損した場合には、乙はその責を負わないものとする。
- 乙は、本契約に違反し、または本業務の遂行に伴い、甲または学生に損害を与えた場合は、本契約の代金(本業務が有償の場合は見積書に記載の代金額、本業務が無償の場合は本業務を有償で実施した場合に発生するであろう本業務の代金額)を限度として損害賠償責任を負うものとする。ただし、かかる損害が甲または学生の責に帰すべき事由により生じた場合は除くものとする。なお、乙の責に帰することができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益等については、乙は賠償責任を負わないものとする。
- 本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。